

認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金について

認可外保育施設に保育を委託している保護者に対し、補助金を交付します。

1. 補助金交付対象者等

次の要件の全てを満たしている方が対象となります。

- ①向日市に居住し、かつ、住民票があること。（市外の認可外保育施設へ通園している方も対象となります。）
- ②入所中の乳幼児が生後57日を経過し、かつ、該当年度の4月1日現在3歳未満であること。
- ③乳幼児と同居する18歳以上65歳未満の家族のいずれもが就労・出産・病気・介護等により保育を必要とする事由を満たしていること。
- ④補助基準を満たす認可外保育所に保育を委託していること。（企業主導型保育所は対象外です。）

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11に規定する施設等利用費の支給の対象者は本補助金の対象外です。

2. 申請方法

以下の書類を揃えて子育て支援課の窓口に出してください。※郵送での提出も可能です。

- ① 認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金交付申請書(入所証明) 1部
- ② 保育を必要とする事由証明書 各1部（指定様式で、父親・母親いずれも証明が必要です。）

保育が必要な事由		必要書類
(1) 就労	居宅内・外就労、内職	・ 就労証明書（様式3）
	自営業	・ 就労証明書（様式3） ・ スケジュール申告書（様式4） ・ 開業届の写しまたは確定申告の写し（税務署で取得できます。）
	農業	・ 就労証明書（様式3） ・ スケジュール申告書（様式4）
(2) 妊娠・出産		・ 出産予定日、保護者名の記載された母子手帳のページの写し
(3) 保護者の疾病・障がい		・ 診断書（様式5） ※病院の任意様式による場合は必ず「保育ができない」等の文言と、期間の記入をお願いします。 ※医師の診断書に限ります。
(4) 同居親族等の介護・看護		・ 介護、看護が必要であることがわかる診断書（様式5）又は要介護認定手帳の写し ・ スケジュール申告書（様式4）
(5) 災害復旧		・ り災証明書

(6) 虐待や DV のおそれがあること	・警察署等のDV証明書
(7) 求職活動	・求職活動申立書（様式6）
(8) 就学	・在学証明書又は学生証の写し ・カリキュラム（時間割）のわかるもの又はスケジュール申告書（様式4）

※申請書・就労証明書については、子育て支援課窓口での配布及び、市役所ホームページ（ホーム→便利なサービス→申請・手続きナビ→妊娠・出産・子育て→口保育所・保育園などに預けたい→申請書提供サービス:認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金交付申請書）からダウンロードしていただけます。

3. 補助金額

月額10,000 円 ただし、月における乳幼児の出席日数が15 日以内の場合は出席日数×500 円が補助金額となります。

申請月から、該当年度末の3月若しくは、資格のなくなる月までが補助金交付対象月となります。

《留意事項》

・単年度の制度となっておりますので、引き続き制度を受けられる場合も再度申請が必要となります。

・育児休業中は補助金交付の対象外となっております。

・申請した月から補助金の対象となり、さかのぼっての支給はできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】向日市役所 子育て支援課
TEL：075-874-2659(直通)